

○大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程

平成31年4月1日

規程第311号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）の設置する大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）の客員研究員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 客員研究員 学外の学術研究者との交流を図ることによって学術の発展に寄与するため、大学等において高度の研究に従事する者をいう。
- (2) 部局 各学域、各研究科、高等教育推進機構、研究推進機構をいう。
- (3) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
- (4) 学長等 大阪府立大学においては学長、大阪府立大学工業高等専門学校においては校長をいう。

(受入基準)

第3条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ受け入れてはならない。

- (1) 特定の研究の発展のために、学外の研究者の協力を必要とする場合
- (2) 大学等の教員と共同研究をする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか学長等が特に必要と認めた場合

(手続)

第4条 客員研究員になろうとする者は、客員研究員申請書（様式第1号）を客員研究員を受け入れようとする教員に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請を受けた教員は、適当と認めるときは客員研究員受入申請書（様式第2号）をその所属する部局長を経由して学長等に提出しなければならない。
- 3 部局長は、前項の規定による提出を行うに当たっては、教授会（研究推進機構にあっては審議委員会）の意見を聴いた上で、前項の申請書に副申書を添えて、学長等に提出しなければならない。
- 4 学長等は、第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた

ときは、客員研究員受入承認書（様式第3号）により部局長を経由して申請者に通知するものとする。

- 5 客員研究員は、第1項の客員研究員申請書に記載された事項に変更が生じたときは、遅滞なく客員研究員変更事項申請書（様式第4号）を受け入れている教員を経由して学長等に提出しなければならない。

（受入期間）

第5条 客員研究員の受入期間は1年以内（研究推進機構21世紀科学研究所にあつては当該研究所の設置期間内で3年以内）とする。ただし、学長等が必要と認めたときはこれを延長することができる。

- 2 受入期間の変更の許可を受けようとする者は客員研究員期間変更申請書（様式第5号）及び客員研究員研究業績報告書（様式第6号）を期間満了の2箇月前までに受け入れている教員に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により申請を受けた教員は、相当と認めたときは客員研究員受入期間変更申請書（様式第7号）を期間満了の1箇月前までにその所属する部局長を経由して学長等に提出しなければならない。この場合において、その提出手続は前条第3項に定める手続に準じて行うものとする。

- 4 学長等は、前項の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、客員研究員受入期間変更承認書（様式第8号）を部局長を経由して申請者に通知するものとする。

- 5 受入期間を変更せず期間満了となる客員研究員は、受入期間満了までに客員研究員終了報告書（様式第9号）を受け入れている教員及び部局長を経由して学長等に提出しなければならない。

- 6 受入期間終了後は、客員研究員であつた者は、客員研究員としてその研究活動を行つてはならない。この場合において、客員研究員の名称も使用してはならない。

（施設及び設備等の利用）

第6条 客員研究員は、必要な範囲内で大学等の施設及び設備等を利用することができる。

- 2 客員研究員は、前項の規程による利用に当たっては、大学等の発行する客員研究員受入証を携帯し、必要に応じ、関係者にこれを提示しなければならない。

（経費執行における義務と責任）

第7条 客員研究員が経費執行を行うときは、公立大学法人大阪会計規程第37条、第38条及び第39条の規定を準用する。

(研究活動中の事故への対応)

第8条 客員研究員の故意又は過失により生じた研究活動中の事故等の損害につき、大学等はその責任を負わない。ただし、大学等に帰責事由の存するときはこの限りでない。

(待遇)

第9条 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

(知的財産権等の取扱い)

第10条 客員研究員が行った研究に係る知的財産権の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の定めるところによる。

(客員研究員の受入承認の取消)

第11条 客員研究員が関係法令及び規程に違反した場合は、学長等は、直ちにその受入承認の取消を行うものとする。

(受入教員の責務)

第12条 客員研究員を受け入れている教員は客員研究員の活動について、関係法令及び規程に則し適正に行われるよう指導及び監督をしなければならない。

(客員教授等)

第13条 学長等は、客員研究員に対し、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員教授等の称号付与規程により客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号を付与することができる。

(大阪府立大学工業高等専門学校における手続)

第14条 大阪府立大学工業高等専門学校においては、第4条及び第5条に定める手続を行う際、部局長の経由を行わないものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、客員研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に大学等において客員研究員に認められた者は、この規程第4条により認められた客員研究員とみなし、この規程を適用する。

3 この規程の施行の日前に大学等において客員教授等の称号を付与された者は、この規程

第13条により称号を付与された客員教授等とみなし、この規程を適用する。

様式第1号(第4条関係)

客員研究員申請書

年 月 日

〇〇研究科(機構)

氏名 (受入教員) 様

申請者氏名

印

客員研究員になりたいので、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 研究題目：
- 2 研究場所：
- 3 研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 研究実施計画の概要：
- 5 連絡先
 - ・所属
 - ・職、氏名
 - ・電話、E-mail

注意：申請者が他機関に所属している場合は、当該所属長から以下の承諾を得てください。
上記のとおり、申請者が貴学の客員研究員として研究活動に従事することを承諾します。

年 月 日

申請者の所属長 職・氏名

様式第2号(第4条関係)

客員研究員受入申請書

年 月 日

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長 様

申請者氏名 (受入教員) 印

年 月 日付けで申請のあった客員研究員申請書について適当と認めますので、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第4条第2項の規定により、下記のとおり申請します。受入に当たっては、当該客員研究員の研究が、関係法令及び規程に則し適正に行われるよう指導及び監督に努めます。

記

- 1 客員研究員となる者の所属・職、氏名
- 2 研究題目：
- 3 研究場所：
- 4 研究期間： 年 月 日～ 年 月 日
- 5 研究実施計画の概要：
- 6 添付書類：
 - (1) 客員研究員申請書
 - (2) 誓約書
 - (3) 秘密保持等誓約書
 - (4) 客員研究員の履歴書(研究歴を含む)

※海外に居住もしくは所属先が海外の機関の方を受け入れる場合は、次の項目に○を記入してください。

・客員研究員へ提供するのは公知技術である。 (はい ・ いいえ)

上記で「いいえ」と答えた方のみ次の項目に○を記入してください。

・客員研究員に未公開データを提示する。 (はい ・ いいえ)

様式第3号その1

客員研究員受入承認書

年 月 日

様

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました客員研究員の受け入れについて、下記のとおり承認します。

記

1 客員研究員となる者の所属・職・氏名

2 受入部局：

3 受入教員：

4 研究題目：

5 研究場所：

6 研究期間：

7 受入れ許可の条件

・大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程その他関係法令及び規程を遵守すること。

・客員研究員が行った知的財産権等の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の例によるものであること。

関係規程リンク先：<http://www.osakafu-u.ac.jp/research/collaboration/regulations/>

客員研究員につきまして不明点がございましたら、研究推進課(内線3585)までお問い合わせください。

様式第3号その2

客員研究員受入承認書

年 月 日

受入教員 様

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました客員研究員の受入について、下記のとおり承認します。

記

1 客員研究員となる者の所属・職・氏名

2 受入部局：

3 受入教員：

4 研究題目：

5 研究場所：

6 研究期間：

7 受入れ許可の条件

・大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程その他関係法令及び規程を遵守すること。

・客員研究員が行った知的財産権等の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の例によるものであること。

様式第4号(第4条関係)

客員研究員変更事項申請書

年 月 日

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長 様

○研究科(機構)

氏名 (受入教員) 印

氏名 (客員研究員) 印

年 月 日付で提出した客員研究員申請書の記載事項に以下の変更が生じたため、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第4条第5項の規定により、申請します。

変更事項 (変更となった事項欄にそれぞれ記入)	変更前	変更後
氏名		
住所		
電話番号(携帯)		
e-mail		
受入教員注意(1)		
所属機関注意(2)		
職		
研究場所		

注意(1) 受入教員の退職、21世紀科学研究所の所長交代にともなう変更に限る。

注意(2) 所属機関に変更があった場合は、所属機関の長から以下の承諾を得ること。

(所属機関名)(氏名)が貴学の客員研究員として研究活動に従事することを承諾します。

年 月 日

申請者の所属長 職・氏名

印

様式第5号(第5条関係)

客員研究員期間変更申請書

年 月 日

〇〇研究科(機構)

氏名 (受入教員) 様

申請者氏名

印

貴学における客員研究員としての期間の変更について、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。研究を行うに当たっては、引き続き関係法令及び規程に則し適正に行います。

記

1 研究題目：

2 研究場所：

3 研究期間：

変更前 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後 年 月 日 ～ 年 月 日

期間変更の理由：

4 研究実施計画の概要：

5 連絡先

- ・所属
- ・職、氏名
- ・電話、E-mail

様式第6号(第5条関係)

客員研究員研究業績報告書

年 月 日

(受入教員) 様

申請者氏名 印

客員研究員としての研究業績を大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第5条第2項の規定により、以下のとおり報告します。

--

注意(1)：本様式の記述に代えて、別途研究業績を示すものの提出も可能(その旨を本様式に記載の上で添付して下さい)

注意(2)：客員研究員として著書、学術論文等があるときは、その一覧を別途添付して下さい。

様式第7号(第5条関係)

客員研究員受入期間変更申請書

年 月 日

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長 様

申請者氏名 (受入教員) 印

本学において下記の客員研究員の受入れ期間を変更したいので、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第5条第3項の規定により申請します。受入れに当たっては、当該客員研究員の研究が、関係法令及び規程に則し適正に行われるよう引き続き指導及び監督に努めます。

記

1 客員研究員の所属・職、氏名

2 研究題目：

3 研究場所：

4 研究期間：

変更前 年 月 日 ～ 年 月 日

変更後 年 月 日 ～ 年 月 日

期間変更の理由：

5 研究実施計画の概要：

6 添付書類

(1) 客員研究員期間変更申請書

(2) 当該客員研究員としての研究業績報告書

※上記(2)について提出出来ない特段の事情があれば以下に理由を記載して下さい。

様式第 8 号その 1

客員研究員受入期間変更承認書

年 月 日

様

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました客員研究員の受入れ期間の変更について、下記のとおり承認します。

記

- 1 客員研究員となる者の所属・職・氏名
- 2 受入部局：
- 3 受入教員：
- 4 研究題目：
- 5 研究場所：
- 6 研究期間：
変更前
変更後

様式第 8 号その 2

客員研究員受入期間変更承認書

年 月 日

受入教員 様

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のありました客員研究員の受入れ期間の変更について、下記のとおり承認します。

記

- 1 客員研究員となる者の所属・職・氏名
- 2 受入部局：
- 3 受入教員：
- 4 研究題目：
- 5 研究場所：
- 6 研究期間：
変更前
変更後

様式第9号(第5条関係)

客員研究員終了報告書

年 月 日

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長 様

〇〇研究科(機構)

氏名 (受入教員)

氏名 (客員研究員)

客員研究員としての研究が終了しましたので、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程第5条第5項の規定により、以下のとおり報告します。

共同研究等の成果

投稿論文、学会発表、その他本学教員との共同研究等の成果を記載すること。

研究終了日 年 月 日

注意：客員研究員として著書、学术论文等があるときは、その一覧を別途添付して下さい。

誓約書

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長 様

私は、大阪府立大学又は大阪府立大学工業高等専門学校の客員研究員としてその研究に従事するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校客員研究員規程、大阪府立大学研究公正規程、大阪府立大学工業高等専門学校研究公正規程、大阪府立大学研究費の取扱いに関する規程、大阪府立大学工業高等専門学校研究費の取扱いに関する規程、公立大学法人大阪会計規程等の経理関連規程並びに大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校安全保障輸出管理規程その他の関係規程等及び関係法令等を遵守すること。

2 大阪府立大学又は大阪府立大学工業高等専門学校の施設及び設備を利用するに当たり、大阪府立大学又は大阪府立大学工業高等専門学校の諸規定を遵守すること。

3 私が大阪府立大学又は大阪府立大学工業高等専門学校において創出した知的財産権の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程を遵守するとともに、提出した秘密保持等誓約書を遵守すること。

4 受入教員の指導・監督のもと、信義に従い誠実に研究活動を行うこと。

以上

秘密保持等誓約書

大阪府立大学長 または 大阪府立大学工業高等専門学校長様

私は、大阪府立大学又は大阪府立大学工業高等専門学校(以下「貴学」という。)において客員研究員としてその研究に従事するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1 研究遂行上知り得た、又は取得した貴学、貴学の関係者及び貴学と連携する諸機関のあらゆる情報等(コンピュータデータ、フロッピーディスク、文書、テープ等、いかなる媒体であるかを問わず、また、有形、無形を問わない。以下「秘密情報」という。)を、善良な管理者の注

意義をもつて取り扱い、研究遂行中及び研究終了後も貴学の承諾なく持ち出したり、いかなる第三者(正当な権限を有しない職員等を含む。)にも漏洩し若しくは、開示し、研究遂行の目的以外で使用し若しくは、流用し、又は方法の如何にかかわらず複製・複写しません。

また、研究終了時又は貴学から指示があった場合は、直ちに秘密情報を記録した一切の媒体(複製物及び二次的資料含む。)を、貴学の指定する者に返還します。

2 研究上の秘密情報については、私はその形成または創出に携わった場合であっても、本件研究上作成したものであることを確認し、秘密情報等に関する一切の権利が貴学にあることを確認します。

3 貴学からの物品、機材等を貸与され使用するに当たり、破損し、又は汚損することのないように取り扱い、かつ、紛失又は第三者に渡ることのないよう管理及び保管を行います。また、研究以外の目的で利用、使用、又は流用しません。

また、貴学から返還を求められた場合、研究が終了した場合は、原状に復し直ちに貴学に返還します。

4 1又は3に違反し、貴学及び貴学関係者その他第三者に損害を与えたときは、私は、速やかに万全な被害拡大防止策を講じるとともに、貴学が信用回復のために必要と判断される措置を講じ、全ての損害を賠償します。

また、その際には貴学における客員研究員としての受入承認が直ちに取消される事について承諾します。

5 1及び4に規定する義務は、貴学の客員研究員である期間及びその期間の終了後も存続することを理解し、及び当該義務を遵守します。

以上

年 月 日

住所

氏名 _____ 印

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号その1

様式第3号その2

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号その1

様式第8号その2

様式第9号（第5条関係）